

## 特別支援教育に関する調査3件の結果について

(特別支援学校教諭等免許状保有状況調査、通級による指導実施状況調査、学校における医療的ケアに関する実態調査)

文部科学省では、特別な支援が必要な児童生徒に関する実態把握を進め、特別支援教育が一層推進されるよう取り組んでいく必要があることから、各種実態調査を実施しています。このたび、令和4年度に実施した調査の結果をまとめましたので、お知らせします。

### 1. 令和4年度特別支援学校教員特別支援学校教諭等免許状保有状況調査

(1) 調査時点：令和4年5月1日

(2) 調査対象：国公私立の特別支援学校教員

(3) 調査項目

- ・ 特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状の保有状況

(4) 調査結果：別紙1の通り

#### 《調査結果のポイント》

- 特別支援学校教員 71,293 人（前年度 70,810 人）のうち、当該障害種の免許状を保有している教員 62,150 人（前年度 61,277 人）の割合は 87.2%（前年度 86.5%）。
- 障害種別では、視覚障害教育 65.5%、聴覚障害教育 61.0%、知的障害教育 90.2%、肢体不自由教育 88.6%、病弱教育 80.8%。
- 特別支援学校における新規採用等教員（3,836 人）のうち、当該障害種の免許状を保有している新規採用等教員（3,105 人）の割合は、80.9%（前年度 80.3%）。

(5) 国としての今後の取組

本調査結果を踏まえ、文部科学省としては、都道府県教育委員会等に対して、引き続き次のような取組を依頼し、特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状の保有率向上を図っていくこととしています。

- ・ 特別支援学校教諭等免許状の保有を前提とした教員の採用及び配置の継続的な依頼
- ・ 特別支援学校に勤務する教員のうち特別支援学校教諭等免許状の非保有者に対する同免許状の早期取得の依頼
- ・ 大学や国立特別支援教育総合研究所等を活用した免許法の認定講習等の積極的な参加

- ・教育委員会における特別支援学校教諭免許状取得に向けた優れた取組の展開 など

#### 《掲載 web サイト》

特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果の概要（令和4年度）

URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm)

#### 《参考》

「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」（令和4年3月）において、特別支援学校の教師の免許状保有率の向上に向けた具体的な方向性が示されています（以下、該当箇所抜粋）。

#### 3. 特別支援学校の教師

（特別支援学校の教師の免許状保有率の向上）

- 教育職員免許法附則第15項の将来的な解消を見据えつつ、国、教育委員会及び特別支援学校において、特別支援学校の教師の特別支援学校教諭免許状の保有率100%を目指して引き続き取組を進めるとともに、柔軟な人事交流により幅広い人材育成が可能となるよう対応の方向性を明確化することが必要である。

#### 〈具体的な方向性〉

- ・各特別支援学校の設置者は、必要な領域を定めた特別支援学校教諭免許状を有しない教師を特別支援学校に配置しようとする場合においては、原則、
  - ①当該教師の前任校が、小学校等の他の学校種又は他の障害種を対象とする特別支援学校であるとともに、
  - ②配置しようとする障害種の特別支援学校の教師として必要な特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を取得する計画がある者に限ること。
- ・国は、教育委員会における特別支援学校教諭免許状取得に向けた優れた取組（免許取得計画の作成や単位修得状況の把握等）を展開すること。

## **2. 通級による指導実施状況調査**

(1) 調査時点：令和3年度通年

(2) 調査対象：

- ① 学校用調査：国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校
- ② 教育委員会用調査：都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会

(3) 主な調査項目

- ・ 通級による指導を受けている児童生徒数（障害種別）
- ・ 通級による指導を受けている児童生徒数（実施形態別）
- ・ 通級による指導を受けている児童生徒数（指導時間別）
- ・ 高等学校において、通級による指導が必要と判断した生徒のうち、通級による指導を行わなかった生徒数（理由別）
- ・ 高等学校の通級による指導を担当教員の数

等

(4) 調査結果：別紙2の通り

### **3. 学校における医療的ケアに関する実態調査**

(1) 調査時点：令和4年5月1日現在他

(2) 調査対象：

- ① 学校用調査：国公私立幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- ② 教育委員会用調査：教育委員会

(3) 主な調査項目

① 学校用調査

- ・ 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数
- ・ 医療的ケア看護職員の数（国立・私立（株式学校立含む）のみ）
- ・ 学校において医療的ケアを実施する者（医療的ケア看護職員を除く）の数
- ・ 学校において付添いをしている保護者等の状況（令和4年始業から夏休み前までの状況）
- ・ 学校において医療的ケアが必要な幼児児童生徒の通学（園）方法（令和4年始業から夏休み前までの状況）

② 教育委員会用調査

- ・ 医療的ケア看護職員の数（公立学校分）

(※) ①、②ともに、特段調査時点の明記がない項目は令和4年5月1日現在

(4) 調査結果 : 別紙3の通り

別紙1

令和4年度特別支援学校教員の特別支援学校  
教諭等免許状保有状況等調査結果の概要

令和5年3月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

## 目次

### 令和4年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果について

1. 調査の概要 .....	1
2. 調査結果のポイント .....	1
(1) 特別支援学校教員における特別支援学校教諭等免許状の保有状況 .....	1

#### I. 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果の概要

1. 特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状※の保有状況 .....	4
2. 特別支援学校における新規採用者等の特別支援学校教諭等免許状の保有状況 .....	5

#### II. 公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況

1. 公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別保有状況 .....	6
2. 公立特別支援学校（新規採用者等）における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別保有状況 .....	8
3. 公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別保有状況 (障害種別) .....	10

---

※本調査における特別支援学校教諭等免許状とは、特別支援学校教諭免許状及び自立教科等の教諭免許状を指す。

# 令和4年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果について

令和5年3月

## 1. 調査の概要

調査項目	調査対象	調査時点
特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状の保有状況	国公私立の特別支援学校教員	令和4年 5月1日

## 2. 調査結果のポイント

### (1) 特別支援学校教員における特別支援学校教諭等免許状の保有状況

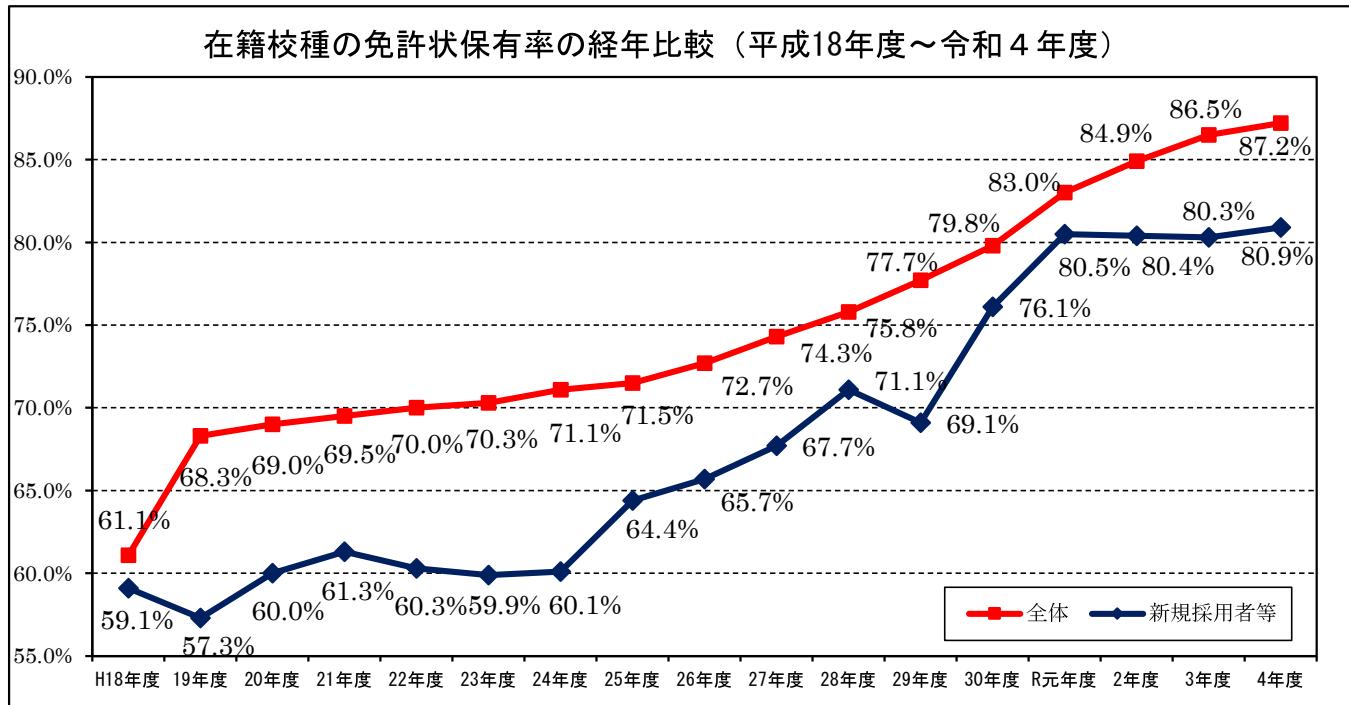
- 特別支援学校教員 71,293 人（前年度 70,810 人）のうち、当該障害種の免許状を保有している教員 62,150 人（前年度 61,277 人）の割合は 87.2%（前年度 86.5%）。〔調査結果 I-1、参考1及び参考2〕
- 令和3年度から令和4年度にかけての特別支援学校等免許状保有率の増加分は、0.7 ポイント（前年度 1.6 ポイント）。〔参考2〕
- 障害種別では、視覚障害教育 65.5%、聴覚障害教育 61.0%、知的障害教育 90.2%、肢体不自由教育 88.6%、病弱教育 80.8%。〔調査結果 I-1、参考1〕
- 特別支援学校における新規採用等教員（3,836 人）のうち、当該障害種の免許状を保有している新規採用等教員（3,105 人）の割合は、80.9%（前年度 80.3%）。〔調査結果 I-2〕

参考1：障害種別の特別支援学校免許状保有者（令和4年度）（全体：国・公・私立学校）

項目 障害種	特別支援学校教諭等免許状 保有者						特別支援学校教諭等免許状 非保有者						合計	
	当該障害種		自立教科等※ (当該障害種)		合 計		他障害種又は 自立教科等 (他障害種)		幼、小、中、高 校教諭免許状 等のみ所有		合 計			
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合		
視覚障害教育	1,193	47.1%	466	18.4%	1,659	65.5%	705	27.8%	169	6.7%	874	34.5%	2,533	
聴覚障害教育	2,224	60.5%	20	0.5%	2,244	61.0%	1,087	29.6%	345	9.4%	1,432	39.0%	3,676	
知的障害教育	44,763	90.1%	26	0.1%	44,789	90.2%	261	0.5%	4,607	9.3%	4,868	9.8%	49,657	
肢体不自由教育	11,199	87.6%	119	0.9%	11,318	88.6%	399	3.1%	1,062	8.3%	1,461	11.4%	12,779	
病弱教育	2,140	80.8%	0	0.0%	2,140	80.8%	260	9.8%	248	9.4%	508	19.2%	2,648	
合 計	61,519	86.3%	631	0.9%	62,150	87.2%	2,712	3.8%	6,431	9.0%	9,143	12.8%	71,293	

※「自立教科等」とは理療(あん摩、マツサージ、指圧等)、理学療法、理容等を指す。

## 参考2：特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状の保有状況の経年比較



## 参考3：特別支援学校教諭免許状の概要

- 特別支援学校の教員は、特別支援学校と特別支援学校の各部（幼稚部・小学部・中学部・高等部）に相当する学校種の両方の教員免許状が必要。 [教育職員免許法第3条第3項関係]

（例）特別支援学校小学部の教員 : 特別支援学校教諭免許状＋小学校教諭免許状

特別支援学校中学部の教員（国語を指導） : 特別支援学校教諭免許状＋中学校教諭免許状（国語）

ただし、当分の間は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、特別支援学校の教員免許状を所有しなくとも、所有免許状の学校種に相当する各部の教員となることが可能。 [教育職員免許法附則第15項関係]

（例）高等学校教諭免許状（数学）の所有者 → 特別支援学校高等部で数学を指導することが可能

- 特別支援学校教諭免許状の種類 [教育職員免許法第2条第5項関係]

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する5領域が定められている。

## 【特別支援学校教諭免許状の取得要件】

### ○ 単位修得による取得 [教育職員免許法第5条別表第一関係]

大学の認定課程等において、特別支援学校教諭免許状を取得する際には、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を取得することが基礎資格となっており、加えて、大学の認定課程等で所定の単位を修得する必要がある。

専修免許状：修士+幼、小、中、高の教諭の普通免許状+50単位
一種免許状：学士+幼、小、中、高の教諭の普通免許状+26単位
二種免許状：幼、小、中、高の教諭の普通免許状+16単位

### ○ 勤務経験及び免許法認定講習等における単位修得による取得 [教育職員免許法第6条別表第七関係]

現に所定の教員免許状を取得している教員が特別支援学校教諭免許状を取得する場合には、所定の勤務経験に加えて、大学の認定課程や大学・教育委員会等の実施する免許法認定講習等で所定の単位を修得する必要がある。

専修免許状：特別支援学校教諭一種免許状+勤務経験3年+15単位
一種免許状：特別支援学校教諭二種免許状+勤務経験3年+6単位
二種免許状：幼、小、中、高の教諭の普通免許状+勤務経験3年+6単位

### ○ 教員資格認定試験による取得 [教育職員免許法第16条の2]

上記以外の特別支援学校教諭免許状を取得する手段として、文部科学大臣等が実施する教員資格認定試験に合格することにより、免許状を取得することが可能。

## 【国立特別支援教育総合研究所における認定講座】

### ○ 国立特別支援教育総合研究所において、平成28年10月より、視覚障害の科目について通信による認定講習を実施している。平成29年4月からは、視覚障害の科目に加え、聴覚障害の科目も実施している。



2. 特別支援学校における新規採用者等の特別支援学校教諭等免許状の保有状況  
全体(国・公・私立学校)

令和4年5月1日現在

項目 障害種	保有者						非保有者						合計 (人) (A+B+C+D+E)				
	当該障害種の 免許状保有者数 (A)		自立教科等の 免許状保有者数 (当該障害種)(B)		計 (A+B)	他障害種の 免許状保有者数 (C)		自立教科等の 免許状保有者数 (他障害種)(D)		他障害種の 免許状保有者計 (C+D)	幼・小・中・高校教諭 免許状等のみ所有 (E)						
	人数	割合	人数	割合		人数	割合	人数	割合		人数	割合					
視覚障害教育	26	24.3%	13	12.1%	39	36.4%	50	46.7%	1	0.9%	51	47.7%	17	15.9%	68	63.6%	107
聴覚障害教育	72	44.2%	0	0.0%	72	44.2%	74	45.4%	0	0.0%	74	45.4%	17	10.4%	91	55.8%	163
知的障害教育	2,431	85.0%	0	0.0%	2,431	85.0%	15	0.5%	0	0.0%	15	0.5%	413	14.4%	428	15.0%	2,859
肢体不自由教育	496	79.9%	7	1.1%	503	81.0%	15	2.4%	0	0.0%	15	2.4%	103	16.6%	118	19.0%	621
病弱教育	60	69.8%	0	0.0%	60	69.8%	15	17.4%	0	0.0%	15	17.4%	11	12.8%	26	30.2%	86
合計	3,085	80.4%	20	0.5%	3,105	80.9%	169	4.4%	1	0.0%	170	4.4%	561	14.6%	731	19.1%	3,836

公立学校(指定都市を含む)

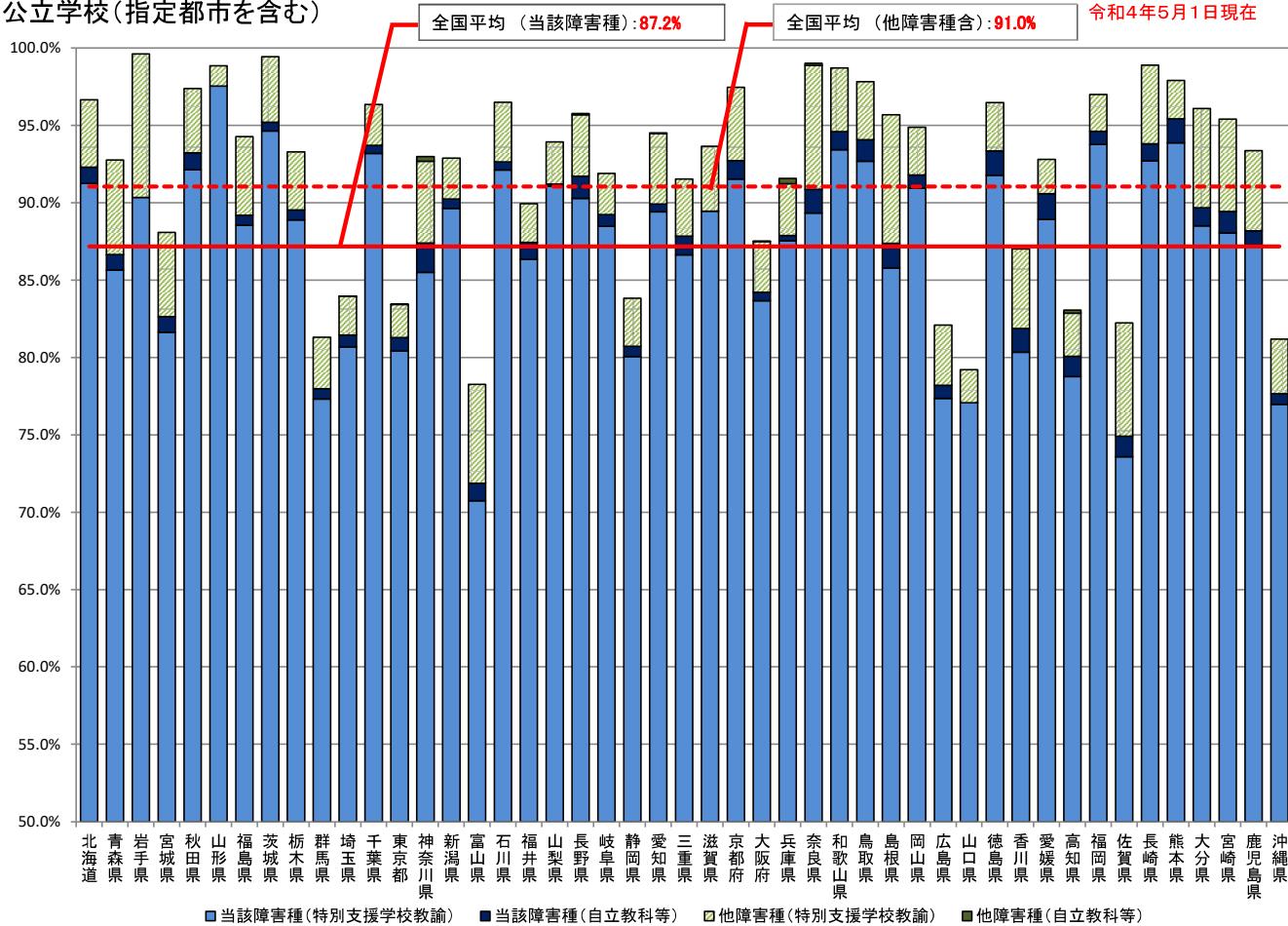
項目 障害種	保有者						非保有者						合計 (人) (A+B+C+D+E)				
	当該障害種の 免許状保有者数 (A)		自立教科等の 免許状保有者数 (当該障害種)(B)		計 (A+B)	他障害種の 免許状保有者数 (C)		自立教科等の 免許状保有者数 (他障害種)(D)		他障害種の 免許状保有者計 (C+D)	幼・小・中・高校教諭 免許状等のみ所有 (E)						
	人数	割合	人数	割合		人数	割合	人数	割合		人数	割合					
視覚障害教育	22	23.7%	9	9.7%	31	33.3%	47	50.5%	0	0.0%	47	50.5%	15	16.1%	62	66.7%	93
聴覚障害教育	71	45.8%	0	0.0%	71	45.8%	73	47.1%	0	0.0%	73	47.1%	11	7.1%	84	54.2%	155
知的障害教育	2,315	85.3%	0	0.0%	2,315	85.3%	15	0.6%	0	0.0%	15	0.6%	383	14.1%	398	14.7%	2,713
肢体不自由教育	490	79.9%	7	1.1%	497	81.1%	15	2.4%	0	0.0%	15	2.4%	101	16.5%	116	18.9%	613
病弱教育	60	69.8%	0	0.0%	60	69.8%	15	17.4%	0	0.0%	15	17.4%	11	12.8%	26	30.2%	86
合計	2,958	80.8%	16	0.4%	2,974	81.3%	165	4.5%	0	0.0%	165	4.5%	521	14.2%	686	18.7%	3,660

公立学校(指定都市のみ)

項目 障害種	保有者						非保有者						合計 (人) (A+B+C+D+E)				
	当該障害種の 免許状保有者数 (A)		自立教科等の 免許状保有者数 (当該障害種)(B)		計 (A+B)	他障害種の 免許状保有者数 (C)		自立教科等の 免許状保有者数 (他障害種)(D)		他障害種の 免許状保有者計 (C+D)	幼・小・中・高校教諭 免許状等のみ所有 (E)						
	人数	割合	人数	割合		人数	割合	人数	割合		人数	割合					
視覚障害教育	1	50.0%	1	50.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
聴覚障害教育	5	83.3%	0	0.0%	5	83.3%	1	16.7%	0	0.0%	1	16.7%	0	0.0%	1	16.7%	6
知的障害教育	221	92.5%	0	0.0%	221	92.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	18	7.5%	18	7.5%	239
肢体不自由教育	68	95.8%	1	1.4%	69	97.2%	2	2.8%	0	0.0%	2	2.8%	0	0.0%	2	2.8%	71
病弱教育	3	100.0%	0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
合計	298	92.8%	2	0.6%	300	93.5%	3	0.9%	0	0.0%	3	0.9%	18	5.6%	21	6.5%	321

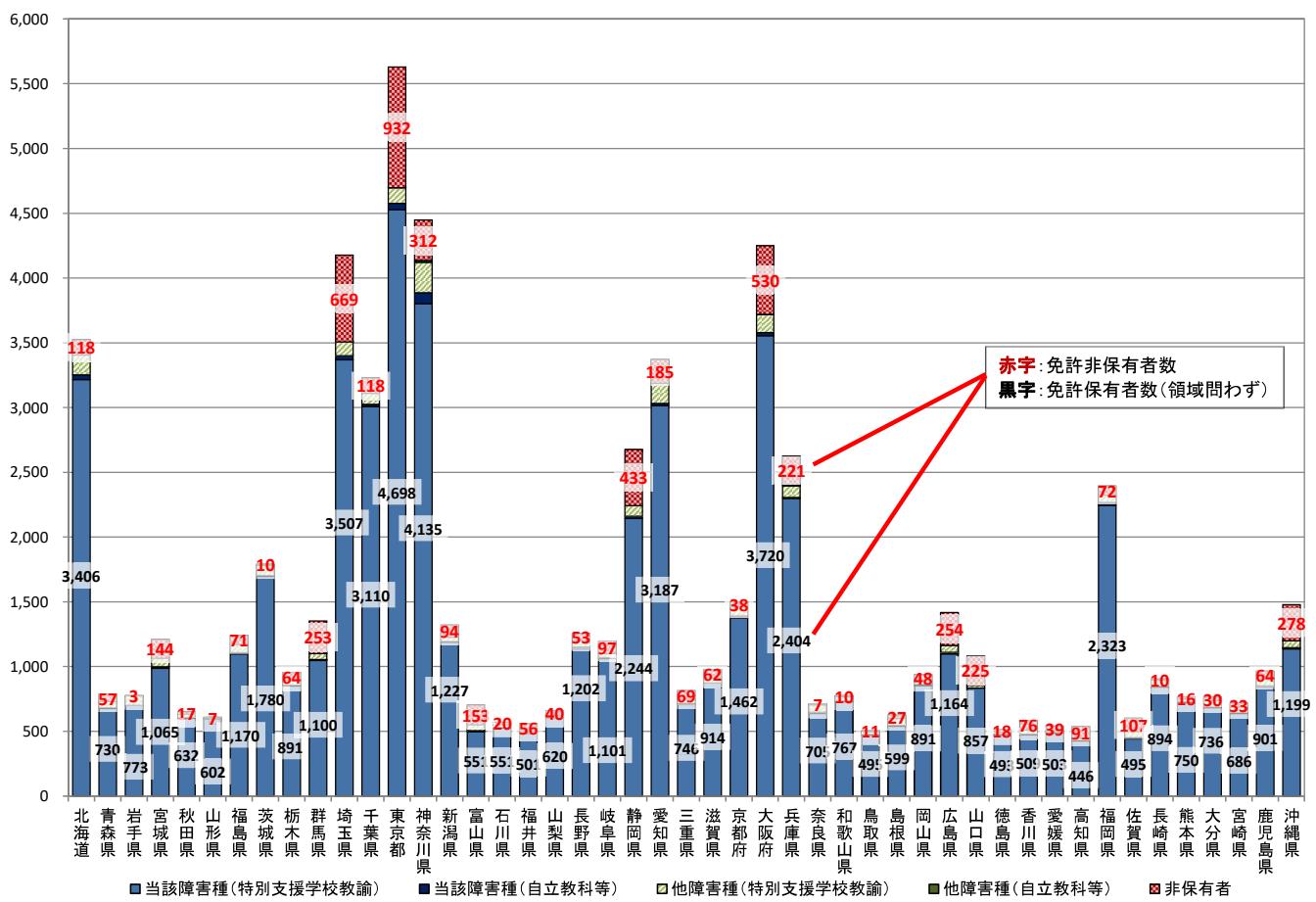


◆特別支援学校全体(割合)  
公立学校(指定都市を含む)



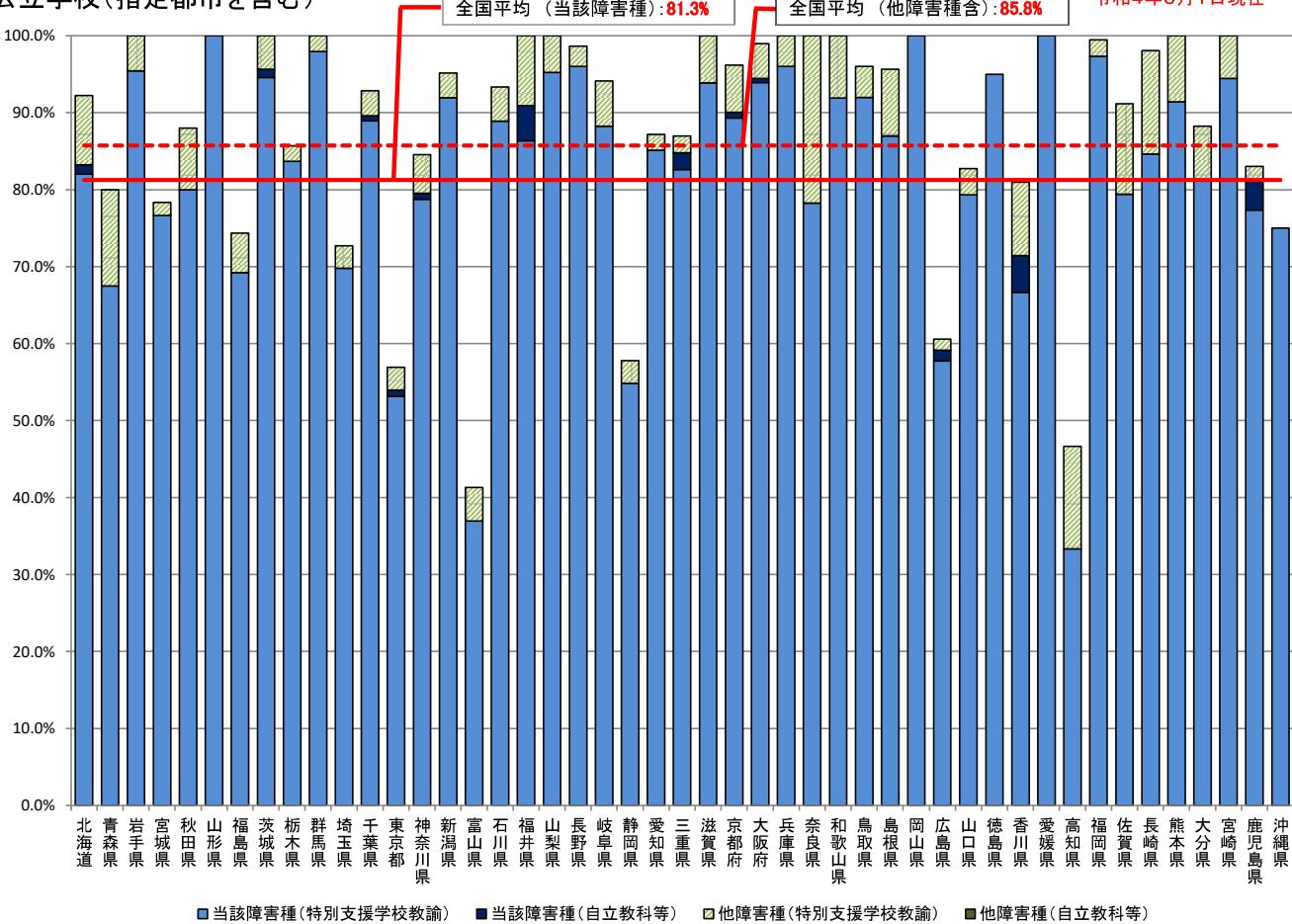
◆特別支援学校全体(人数)  
公立学校(指定都市を含む)

令和4年5月1日現在





◆新規採用教員等(割合)  
公立学校(指定都市を含む)



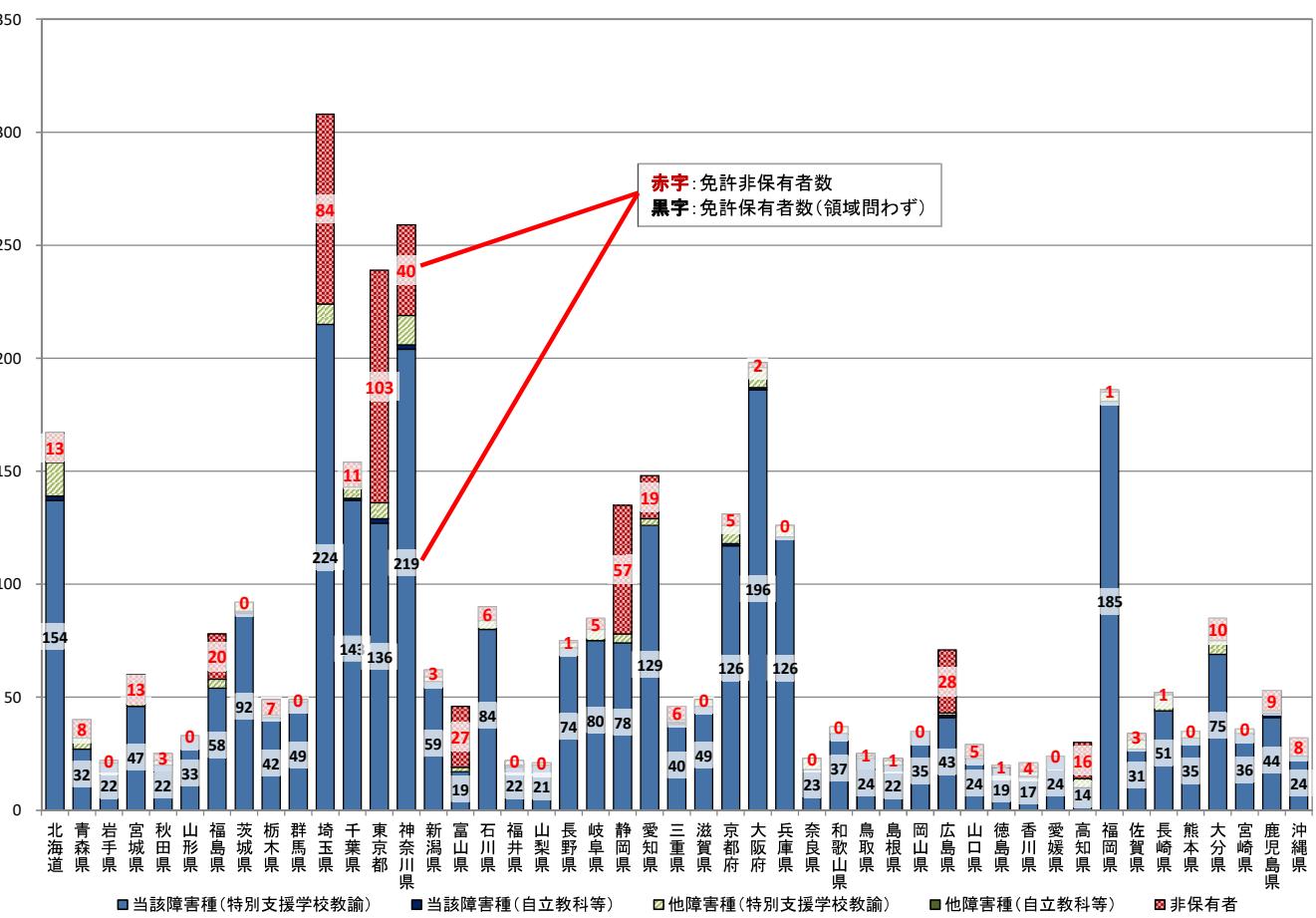
令和4年5月1日現在

全国平均 (当該障害種): 81.3%

全国平均 (他障害種): 85.8%

◆新規採用教員等(人数)  
公立学校(指定都市を含む)

令和4年5月1日現在



赤字: 免許非保有者  
黒字: 免許保有者数(領域問わず)









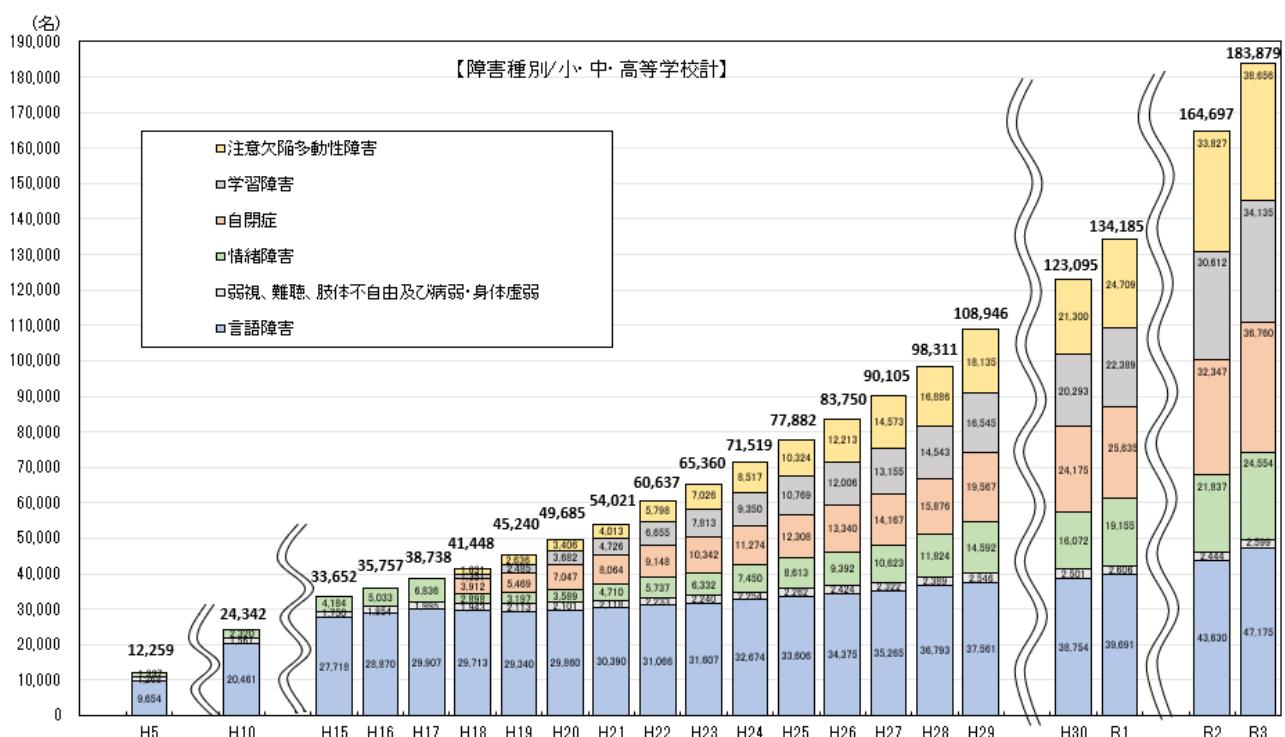


## 通級による指導実施状況調査結果（概要）

### （1）通級による指導を受けている児童生徒数（国公私別）

(単位：名)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱
小学校	国立	109	37	17	14	1	6	26	8	0	0
	公立	154,407	46,337	29,286	19,362	195	1,718	25,882	31,477	105	45
	私立	43	15	3	0	0	1	19	5	0	0
	計	154,559	46,389	29,306	19,376	196	1,725	25,927	31,490	105	45
中学校	国立	8	1	0	4	0	1	1	1	0	0
	公立	27,609	771	6,733	4,899	39	358	7,988	6,738	48	35
	私立	32	2	10	5	0	3	5	2	2	3
	計	27,649	774	6,743	4,908	39	362	7,994	6,741	50	38
高等学校	国立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公立	1,623	12	709	247	4	12	208	419	3	9
	私立	48	0	2	23	0	0	6	6	1	10
	計	1,671	12	711	270	4	12	214	425	4	19
計	国立	117	38	17	18	1	7	27	9	0	0
	公立	183,639	47,120	36,728	24,508	238	2,088	34,078	38,634	156	89
	私立	123	17	15	28	0	4	30	13	3	13
	計	183,879	47,175	36,760	24,554	239	2,099	34,135	38,656	159	102



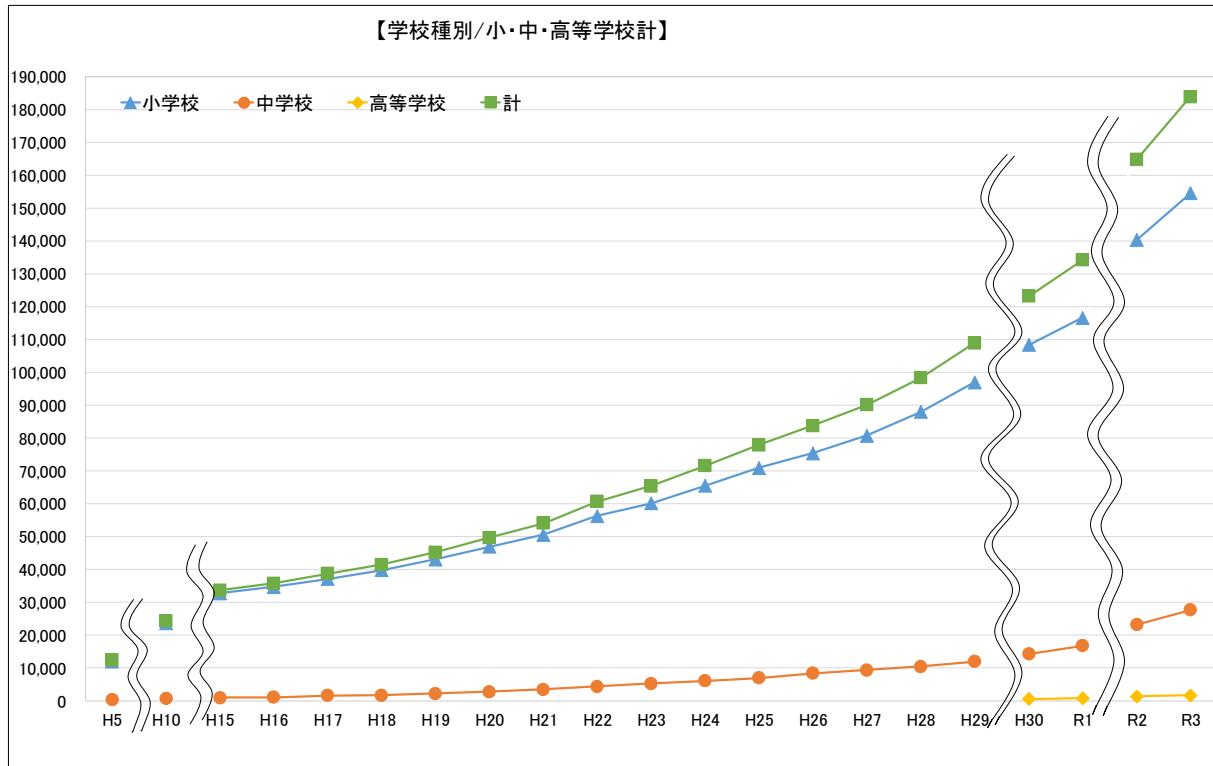
※令和2年度及び令和3年度の数値は、3月31日を基準とし、通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。



	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633	140,255	154,559
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765	23,142	27,649
高等学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	508	787	1,300	1,671
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185	164,697	183,879

\*R2及びR3の数字は3月31日時点。R1以前は各年度5月1日時点。

\*平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

\*高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

\*小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

(2) 通級による指導を受けている児童生徒数（都道府県・実施形態・障害種別）（国公私立計）

(単位：名)

		計	自校通級	他校通級	巡回通級	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱
1	北海道	7,744	5,037	2,472	235	3,319	522	1,267	13	68	1,216	1,338	1	0
2	青森県	1,056	483	551	22	326	137	37	0	1	257	292	0	6
3	岩手県	1,681	1,036	341	304	1,281	22	12	1	7	306	51	0	1
4	宮城県	4,769	3,832	780	157	1,567	539	79	1	19	1,666	895	0	3
5	秋田県	889	525	297	67	218	106	30	0	4	359	172	0	0
6	山形県	1,609	834	775	0	1,228	35	42	0	5	156	133	0	10
7	福島県	1,813	929	703	181	451	356	88	0	7	210	701	0	0
8	茨城県	2,336	2,066	268	2	525	86	564	9	39	747	363	2	1
9	栃木県	3,073	2,235	766	72	1,391	523	197	1	27	485	439	3	7
10	群馬県	4,325	1,519	2,667	139	1,984	509	606	1	24	492	709	0	0
11	埼玉県	6,855	2,570	4,215	70	3,089	639	1,840	2	142	394	741	7	1
12	千葉県	7,965	4,969	2,319	677	5,442	392	431	35	246	708	597	99	15
13	東京都	38,326	35,156	3,022	148	3,462	12,658	8,045	83	404	3,031	10,642	1	0
14	神奈川県	8,428	2,011	6,249	168	3,680	1,291	1,641	11	255	277	1,273	0	0
15	新潟県	4,189	2,113	1,754	322	1,572	590	283	1	174	512	1,055	0	2
16	富山県	3,245	2,621	30	594	231	373	219	0	1	2,166	252	1	2
17	石川県	1,771	1,205	566	0	493	224	25	1	26	735	266	1	0
18	福井県	1,259	915	12	332	49	229	127	4	13	577	250	6	4
19	山梨県	1,406	579	668	159	567	169	170	0	19	337	144	0	0
20	長野県	2,412	1,324	825	263	849	393	49	16	20	811	273	1	0
21	岐阜県	6,176	4,267	1,362	547	1,204	1,359	237	0	7	844	2,525	0	0
22	静岡県	3,689	1,147	2,266	276	1,198	1,076	87	0	61	601	655	11	0
23	愛知県	9,158	6,369	370	2,419	670	2,276	1,931	7	76	2,072	2,117	4	5
24	三重県	1,480	652	776	52	554	94	408	1	12	232	177	0	2
25	滋賀県	2,298	1,294	603	401	230	614	136	2	3	914	396	0	3
26	京都府	6,537	4,717	1,009	811	2,001	1,857	139	22	38	1,309	1,164	3	4
27	大阪府	8,617	6,659	1,479	479	1,129	1,331	1,569	6	85	2,934	1,556	0	7
28	兵庫県	5,225	2,290	1,124	1,811	403	1,487	244	0	97	1,611	1,383	0	0
29	奈良県	1,604	882	607	115	324	473	58	1	21	583	144	0	0
30	和歌山県	1,382	843	534	5	262	277	43	0	9	583	206	2	0
31	鳥取県	759	369	204	186	152	106	84	0	6	262	148	0	1
32	島根県	1,614	688	175	751	385	280	265	5	27	238	399	7	8
33	岡山県	2,368	869	1,407	92	762	1,081	289	0	10	73	153	0	0
34	広島県	2,912	1,917	868	127	835	858	327	10	8	286	586	1	1
35	山口県	3,340	2,347	820	173	862	656	292	0	8	831	683	6	2
36	徳島県	743	590	113	40	127	91	28	0	8	359	130	0	0
37	香川県	555	323	60	172	24	146	47	0	9	141	188	0	0
38	愛媛県	2,274	1,608	653	13	501	317	91	1	7	920	434	2	1
39	高知県	263	148	95	20	90	21	4	0	0	70	71	0	7
40	福岡県	4,761	2,311	1,982	468	773	972	955	4	33	819	1,204	0	1
41	佐賀県	1,419	1,021	345	53	324	343	14	1	3	337	396	0	1
42	長崎県	3,124	2,471	533	120	445	282	460	0	9	603	1,322	0	3
43	熊本県	1,782	1,267	459	56	337	268	207	0	12	401	556	0	1
44	大分県	601	429	120	52	125	58	41	0	14	196	166	1	0
45	宮崎県	2,110	1,639	307	164	514	165	400	0	17	480	533	0	1
46	鹿児島県	1,595	834	761	0	756	123	249	0	18	186	262	0	1
47	沖縄県	2,342	2,039	139	164	464	356	197	0	0	808	516	0	1
	計	183,879	121,949	48,451	13,479	47,175	36,760	24,554	239	2,099	34,135	38,656	159	102

### (3) 通級による指導を受けている児童生徒数（公立のみ）

#### ① 小学校

(単位：名)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱
1	北海道	6,917	3,163	456	1,062	10	54	1,051	1,120	1	0
2	青森県	858	321	82	28	0	1	188	237	0	1
3	岩手県	1,564	1,278	14	10	1	3	216	41	0	1
4	宮城県	4,316	1,566	429	61	1	18	1,430	809	0	2
5	秋田県	731	216	68	25	0	4	275	143	0	0
6	山形県	1,493	1,224	21	19	0	5	123	101	0	0
7	福島県	1,577	442	296	75	0	7	171	586	0	0
8	茨城県	2,015	524	69	458	6	31	622	303	2	0
9	栃木県	2,808	1,382	444	158	1	26	396	393	3	5
10	群馬県	3,858	1,982	413	494	1	16	400	552	0	0
11	埼玉県	6,054	3,070	478	1,513	0	134	270	586	2	1
12	千葉県	7,393	5,427	308	325	25	201	559	474	64	10
13	東京都	31,607	3,458	10,307	6,493	73	323	2,188	8,765	0	0
14	神奈川県	7,245	3,586	1,110	1,205	11	210	165	958	0	0
15	新潟県	3,561	1,562	425	184	0	130	373	887	0	0
16	富山県	2,578	230	302	198	0	1	1,639	208	0	0
17	石川県	1,531	456	189	21	1	21	604	239	0	0
18	福井県	880	42	150	78	4	12	404	187	2	1
19	山梨県	1,099	559	134	74	0	12	206	114	0	0
20	長野県	1,959	846	266	34	13	19	576	204	1	0
21	岐阜県	5,323	1,184	1,119	197	0	7	608	2,208	0	0
22	静岡県	3,110	1,192	831	53	0	48	459	518	9	0
23	愛知県	7,567	647	1,883	1,551	7	63	1,636	1,772	4	4
24	三重県	1,222	526	52	295	0	11	197	141	0	0
25	滋賀県	1,814	224	429	107	1	3	754	293	0	3
26	京都府	5,158	1,865	1,397	112	19	34	845	884	2	0
27	大阪府	7,134	1,094	1,039	1,203	6	57	2,481	1,249	0	5
28	兵庫県	3,864	398	1,083	160	0	86	1,097	1,040	0	0
29	奈良県	1,331	319	384	36	0	19	458	115	0	0
30	和歌山県	1,191	259	214	38	0	9	504	167	0	0
31	鳥取県	606	148	77	63	0	4	209	105	0	0
32	島根県	1,013	327	152	165	0	15	106	240	5	3
33	岡山県	2,224	762	1,002	247	0	10	61	142	0	0
34	広島県	2,680	826	770	318	10	8	253	493	1	1
35	山口県	2,748	837	511	223	0	7	612	551	6	1
36	徳島県	683	125	74	24	0	8	330	122	0	0
37	香川県	459	24	129	27	0	7	115	157	0	0
38	愛媛県	1,772	496	260	75	0	6	580	353	2	0
39	高知県	185	90	6	4	0	0	47	36	0	2
40	福岡県	3,740	712	743	733	4	29	603	916	0	0
41	佐賀県	1,143	322	255	8	1	3	223	330	0	1
42	長崎県	2,438	440	184	362	0	9	402	1,039	0	2
43	熊本県	1,469	335	209	146	0	8	295	475	0	1
44	大分県	505	125	34	28	0	12	161	144	1	0
45	宮崎県	1,787	510	125	319	0	11	356	465	0	1
46	鹿児島県	1,494	755	111	234	0	16	146	232	0	0
47	沖縄県	1,703	461	252	119	0	0	488	383	0	0
計		154,407	46,337	29,286	19,362	195	1,718	25,882	31,477	105	45





(6) 高等学校において、通級による指導が必要と判断した生徒のうち、通級による指導を行わなかった生徒数（理由別）（国公私立別）

(単位：名)

国公私立	課程	(1)「通級による指導の利用を検討した生徒の数	(2)(1)のうち、中学校からの情報提供や引き継ぎを受けたり、高等学校等から中学校への情報聴取を行った生徒の数	(3)「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(4)「通級による指導」を行った生徒の数	(5)(1)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】						
		ア.本人や保護者が希望しなかったため	イ.通級による指導の担当教員の配置がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかつたため	ウ.生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみづからなかつたため	エ.通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかつたため	オ.校内教員等の関係者の理解が得られなかつたため	カ.特別の教育課程の編成や時間割の調整が出来なかつたため	キ.その他				
国立	全日制	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	全日制	1,547	1,178	1,224	824	170	92	0	2	3	22	111
	定時制	1,310	950	1,107	721	305	11	0	0	3	30	37
	通信制	100	22	97	78	19	0	0	0	0	0	0
	合計	2,957	2,150	2,428	1,623	494	103	0	2	6	52	148
私立	全日制	151	92	85	48	8	12	0	0	0	5	12
	定時制	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通信制	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	156	97	85	48	8	12	0	0	0	5	12
小計	全日制	1,699	1,270	1,309	872	178	104	0	2	3	27	123
	定時制	1,310	950	1,107	721	305	11	0	0	3	30	37
	通信制	105	27	97	78	19	0	0	0	0	0	0
	合計	3,114	2,247	2,513	1,671	502	115	0	2	6	57	160



## (8) 通級による指導を受けている児童生徒数（実施形態別）

(単位：名)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱
小学校	計	154,559	46,389	29,306	19,376	196	1,725	25,927	31,490	105	45
	自校通級	101,147	21,038	21,874	13,855	54	328	19,943	24,007	22	26
	他校通級	43,674	23,231	5,684	4,545	111	1,273	3,479	5,338	4	9
	巡回通級	9,738	2,120	1,748	976	31	124	2,505	2,145	79	10
中学校	計	27,649	774	6,743	4,908	39	362	7,994	6,741	50	38
	自校通級	19,311	379	4,840	3,351	11	84	5,963	4,655	6	22
	他校通級	4,730	267	1,095	1,047	23	230	817	1,235	4	12
	巡回通級	3,608	128	808	510	5	48	1,214	851	40	4
高等学校	計	1,671	12	711	270	4	12	214	425	4	19
	自校通級	1,491	9	647	261	4	6	192	349	4	19
	他校通級	47	0	21	2	0	0	4	20	0	0
	巡回通級	133	3	43	7	0	6	18	56	0	0
計	計	183,879	47,175	36,760	24,554	239	2,099	34,135	38,656	159	102
	自校通級	121,949	21,426	27,361	17,467	69	418	26,098	29,011	32	67
	他校通級	48,451	23,498	6,800	5,594	134	1,503	4,300	6,593	8	21
	巡回通級	13,479	2,251	2,599	1,493	36	178	3,737	3,052	119	14

## (9) 通級による指導を受けている児童生徒数（実施形態別）（公立のみ）

### ① 小学校

	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱	合計	(参考)R2年度
自校通級	21,016	21,859	13,845	54	325	19,903	23,998	22	26	101,048	89,417
他校通級	23,201	5,679	4,541	110	1,269	3,474	5,334	4	9	43,621	41,391
巡回通級	2,120	1,748	976	31	124	2,505	2,145	79	10	9,738	9,309
合計	46,337	29,286	19,362	195	1,718	25,882	31,477	105	45	154,407	140,117

### ② 中学校

	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱	合計	(参考)R2年度
自校通級	379	4,838	3,348	11	84	5,959	4,653	6	22	19,300	15,341
他校通級	264	1,087	1,041	23	227	815	1,234	2	9	4,702	4,802
巡回通級	128	808	510	5	47	1,214	851	40	4	3,607	2,954
合計	771	6,733	4,899	39	358	7,988	6,738	48	35	27,609	23,097

### ③ 高等学校

	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱	合計	(参考)R2年度
自校通級	9	645	238	4	6	186	343	3	9	1,443	1,084
他校通級	0	21	2	0	0	4	20	0	0	47	35
巡回通級	3	43	7	0	6	18	56	0	0	133	120
合計	12	709	247	4	12	208	419	3	9	1,623	1,239

(10) 通級による指導を受けている児童生徒数（指導時間別）

① 小学校

(単位：名)

		月1単位未満	月1単位時間	月2～3単位時間	週1単位時間	週2単位時間	週3単位時間	週4単位時間	週5単位時間	週6単位時間	週7単位時間	週8単位時間	週9単位時間以上	計
計	言語障害				36,137	9,495	424	164	113	17	12	23	4	46,389
	自閉症				16,990	10,828	867	391	141	27	9	29	24	29,306
	情緒障害				10,040	8,127	564	236	255	42	10	73	29	19,376
	弱視				92	49	6	36	6	6	1	0	0	196
	難聴				1,161	484	15	29	13	17	1	5	0	1,725
	LD	67	166	951	15,435	6,862	1,176	395	656	42	37	120	20	25,927
	ADHD	149	365	1,440	17,162	10,802	877	368	226	29	15	43	14	31,490
	肢体不自由				86	15	1	1	0	0	0	1	0	105
	病弱・身体虚弱				30	9	3	0	1	0	0	1	1	45
	計	216	531	2,391	97,133	46,671	3,933	1,620	1,412	180	85	295	92	154,559
国立	言語障害				33	3	1	0	0	0	0	0	0	37
	自閉症				13	2	0	0	2	0	0	0	0	17
	情緒障害				3	3	0	0	3	0	0	0	5	14
	弱視				1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	難聴				5	1	0	0	0	0	0	0	0	6
	LD	0	0	0	15	6	2	1	2	0	0	0	0	26
	ADHD	0	0	1	3	3	0	0	1	0	0	0	0	8
	肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病弱・身体虚弱				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	1	73	18	3	1	8	0	0	0	0	109
公立	言語障害				36,092	9,490	423	163	113	17	12	23	4	46,337
	自閉症				16,974	10,826	867	391	139	27	9	29	24	29,286
	情緒障害				10,037	8,124	564	236	252	42	10	73	24	19,362
	弱視				91	49	6	36	6	6	1	0	0	195
	難聴				1,155	483	15	29	13	17	1	5	0	1,718
	LD	61	166	947	15,414	6,854	1,174	393	654	42	37	120	20	25,882
	ADHD	145	365	1,439	17,158	10,799	877	368	225	29	15	43	14	31,477
	肢体不自由				86	15	1	1	0	0	0	1	0	105
	病弱・身体虚弱				30	9	3	0	1	0	0	1	1	45
	計	206	531	2,386	97,037	46,649	3,930	1,617	1,404	180	85	295	87	154,407
私立	言語障害				12	2	0	1	0	0	0	0	0	15
	自閉症				3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	情緒障害				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	難聴				1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	LD	6	0	4	6	2	0	1	0	0	0	0	0	19
	ADHD	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病弱・身体虚弱				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	10	0	4	23	4	0	2	0	0	0	0	0	43

(10) 通級による指導を受けている児童生徒数（指導時間別）

② 中学校

(単位：名)

		月1単位時間未満	月1単位時間	月2～3単位時間	週1単位時間	週2単位時間	週3単位時間	週4単位時間	週5単位時間	週6単位時間	週7単位時間	週8単位時間	週9単位時間以上	計
計	言語障害				621	107	21	10	10	1	1	2	1	774
	自閉症				4,765	1,685	134	85	38	13	3	16	4	6,743
	情緒障害				3,204	1,429	99	61	48	30	11	17	9	4,908
	弱視				26	9	2	2	0	0	0	0	0	39
	難聴				266	40	9	3	1	1	2	29	11	362
	LD	55	133	313	5,124	1,766	269	208	37	22	15	47	5	7,994
	ADHD	118	204	413	4,044	1,653	150	98	23	12	6	18	2	6,741
	肢体不自由				42	6	0	0	0	0	0	0	2	50
	病弱・身体虚弱				24	5	5	0	0	0	0	1	3	38
	計	173	337	726	18,116	6,700	689	467	157	79	38	130	37	27,649
国立	言語障害				1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	自閉症				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	情緒障害				1	0	1	1	0	0	0	0	1	4
	弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	難聴				1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	LD	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	ADHD	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病弱・身体虚弱				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	4	1	1	1	0	0	0	0	1	8
公立	言語障害				618	107	21	10	10	1	1	2	1	771
	自閉症				4,758	1,685	134	85	36	13	3	16	3	6,733
	情緒障害				3,199	1,429	97	60	48	30	11	17	8	4,899
	弱視				26	9	2	2	0	0	0	0	0	39
	難聴				262	40	9	3	1	1	2	29	11	358
	LD	55	133	313	5,123	1,766	268	207	37	22	15	47	2	7,988
	ADHD	117	204	413	4,044	1,652	150	98	23	12	6	18	1	6,738
	肢体不自由				42	6	0	0	0	0	0	0	0	48
	病弱・身体虚弱				23	5	4	0	0	0	0	0	1	35
	計	172	337	726	18,095	6,699	685	465	155	79	38	130	28	27,609
私立	言語障害				2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	自閉症				7	0	0	0	2	0	0	0	1	10
	情緒障害				4	0	1	0	0	0	0	0	0	5
	弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	難聴				3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	LD	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	5
	ADHD	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	病弱・身体虚弱				1	0	1	0	0	0	0	0	1	3
	計	1	0	0	17	0	3	1	2	0	0	0	0	32

(10) 通級による指導を受けている児童生徒数（指導時間別）

③ 高等学校

(単位：名)

		月1単位時間未満	月1単位時間	月2～3単位時間	週1単位時間	週2単位時間	週3単位時間	週4単位時間	週5単位時間	週6単位時間	週7単位時間	週8単位時間以上	計
計	言語障害				7	4	1	0	0	0	0	0	12
	自閉症				404	290	8	7	0	1	0	1	711
	情緒障害				124	124	4	5	0	4	6	3	270
	弱視				1	2	1	0	0	0	0	0	4
	難聴				10	2	0	0	0	0	0	0	12
	LD	6	3	11	114	68	6	3	0	2	1	0	214
	ADHD	16	14	44	186	152	3	6	0	0	1	3	425
	肢体不自由				1	2	0	0	0	0	0	1	4
	病弱・身体虚弱				8	2	3	1	0	0	1	4	19
	計	22	17	55	855	646	26	22	0	7	9	12	1,671
国立	言語障害				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自閉症				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	情緒障害				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	難聴				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	LD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ADHD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病弱・身体虚弱				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	言語障害				7	4	1	0	0	0	0	0	12
	自閉症				404	290	7	7	0	1	0	0	709
	情緒障害				118	124	3	1	0	1	0	0	247
	弱視				1	2	1	0	0	0	0	0	4
	難聴				10	2	0	0	0	0	0	0	12
	LD	6	3	11	113	68	4	1	0	2	0	0	208
	ADHD	16	14	44	186	152	3	4	0	0	0	0	419
	肢体不自由				1	2	0	0	0	0	0	0	3
	病弱・身体虚弱				7	2	0	0	0	0	0	0	9
	計	22	17	55	847	646	19	13	0	4	0	0	1,623
私立	言語障害				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自閉症				0	0	1	0	0	0	0	1	2
	情緒障害				6	0	1	4	0	3	6	3	23
	弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	難聴				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	LD	0	0	0	1	0	2	2	0	0	1	0	6
	ADHD	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3	6
	肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	1	1
	病弱・身体虚弱				1	0	3	1	0	0	1	4	10
	計	0	0	0	0	8	0	7	9	0	3	9	48

(11) 高等学校の通級担当教員の数等

		担当教員数	勤務日数(平均)	指導実施生徒数(平均)(人)(※1)	週当たりの指導時数合計(コマ)(担当教員当たりの平均)(※1)
1	北海道	7	5.0	7.9	7.9
2	青森県	24	5.0	3.5	4.1
3	岩手県	7	5.0	2.7	10.4
4	宮城県	7	4.9	3.4	4.6
5	秋田県	6	5.0	2.2	2.7
6	山形県	30	5.0	3.0	5.0
7	福島県	2	5.0	3.0	3.0
8	茨城県	8	3.5	3.3	3.3
9	栃木県	2	5.0	2.5	2.5
10	群馬県	9	4.4	3.9	4.0
11	埼玉県	17	5.0	3.9	3.9
12	千葉県	11	5.0	3.1	3.2
13	東京都	51	4.9	2.1	2.0
14	神奈川県	20	5.0	4.3	5.8
15	新潟県	17	5.0	8.1	11.4
16	富山県	4	5.0	8.0	11.0
17	石川県	6	5.0	4.0	4.0
18	福井県	10	5.0	5.7	7.1
19	山梨県	11	5.0	3.5	7.1
20	長野県	6	5.0	4.3	6.2
21	岐阜県	9	5.0	7.0	14.7
22	静岡県	30	5.0	2.3	2.4
23	愛知県	19	5.0	3.3	5.2
24	三重県	6	4.7	8.5	15.0
25	滋賀県	1	5.0	4.0	4.0
26	京都府	28	5.0	3.3	4.0
27	大阪府	19	5.0	5.5	6.8
28	兵庫県	42	4.0	4.0	5.5
29	奈良県	4	3.8	4.3	4.3
30	和歌山県	8	3.8	5.0	5.8
31	鳥取県	15	4.2	3.9	5.0
32	島根県	13	5.0	3.6	5.8
33	岡山県	8	4.8	6.0	8.5
34	広島県	5	5.0	2.8	2.8
35	山口県	6	4.3	1.5	2.7
36	徳島県	12	5.0	1.3	2.3
37	香川県	3	5.0	1.7	1.7
38	愛媛県	6	5.0	6.2	7.0
39	高知県	10	4.7	3.8	5.0
40	福岡県	14	5.1	4.3	5.5
41	佐賀県	6	5.0	4.0	5.0
42	長崎県	12	5.0	7.5	9.8
43	熊本県	7	5.0	6.0	6.9
44	大分県	6	5.0	13.3	25.2
45	宮崎県	29	5.0	2.6	3.9
46	鹿児島県	5	5.0	6.2	7.2
47	沖縄県	8	5.0	12.8	13.0
	計	586	平均	4.8	4.6
					6.3

(※1)令和4年10月3日の週 or 17日の週 or 24日の週のいずれか1週間のうち、学校が学校行事等が可能な限りない判断した期間の指導実施生徒数及びコマ数。

# 令和4年度学校における医療的ケア に関する実態調査結果(概要)

令和5年3月  
文部科学省初等中等教育局  
特別支援教育課

## 1. 調査概要

## 2. 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数

## 3. 学校で実施されている医療的ケアの項目

## 4. 学校において医療的ケアを実施する看護師等の数

## 5. 保護者等の付添いの状況

## 6. 医療的ケア児の通学方法

(参考1)国立・公立(都道府県別)・私立(株立学校含む)別の集計結果

(参考2)医療的ケアに関する推移

## 1. 調査概要

### (1) 調査目的

学校における医療的ケアに関する実態について把握し、関連施策の推進を図る。

### (2) 調査時点

令和4年5月1日現在他

### (3) 調査項目

#### ① 学校用調査

- ・ 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数
- ・ 医療的ケア看護職員の数(国立・私立(株式学校立含む)のみ)
- ・ 学校において医療的ケアを実施する者(医療的ケア看護職員を除く)の数
- ・ 学校において付添いをしている保護者等の状況(令和4年始業から夏休み前までの状況)
- ・ 学校において医療的ケアが必要な幼児児童生徒の通学(園)方法(令和4年始業から夏休み前までの状況)

#### ② 教育委員会用調査

- ・ 医療的ケア看護職員の数(公立学校分)

※①、②ともに、特段調査時点の明記がない項目は令和4年5月1日現在

### (5) 調査対象

#### ① 学校用調査

国公私立の幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

(回答学校数)

- |                               |                |               |
|-------------------------------|----------------|---------------|
| ・ 幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。): 8,661園 | ・ 小学校: 18,936校 | ・ 中学校: 9,903校 |
| ・ 義務教育学校: 178校                | ・ 高等学校: 4,827校 | ・ 中等教育学校: 55校 |
| ・ 特別支援学校: 1,168校              |                |               |

※ 休校(休園)等により令和4年5月1日時点に在学者がいない学校は回答学校数から除いている。

#### ② 教育委員会用調査

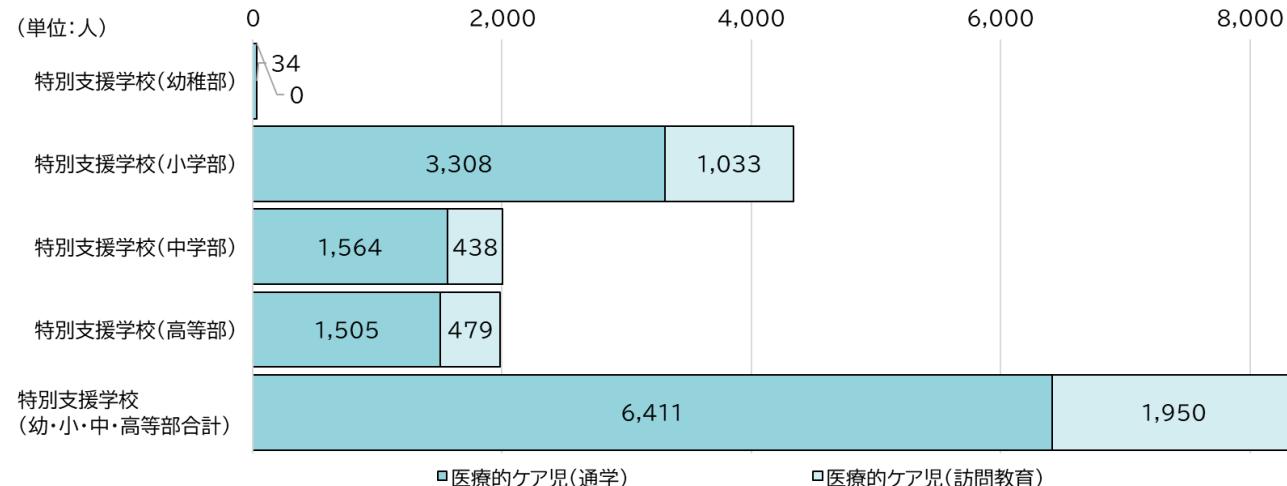
教育委員会

(回答教育委員会数)

- ・ 都道府県教育委員会: 47
- ・ 市町村教育委員会(特別区、地方公共団体の組合に置かれる教育委員会を含む): 1,768

## 2. 医療的ケアが必要な児童生徒の数

### ・特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数

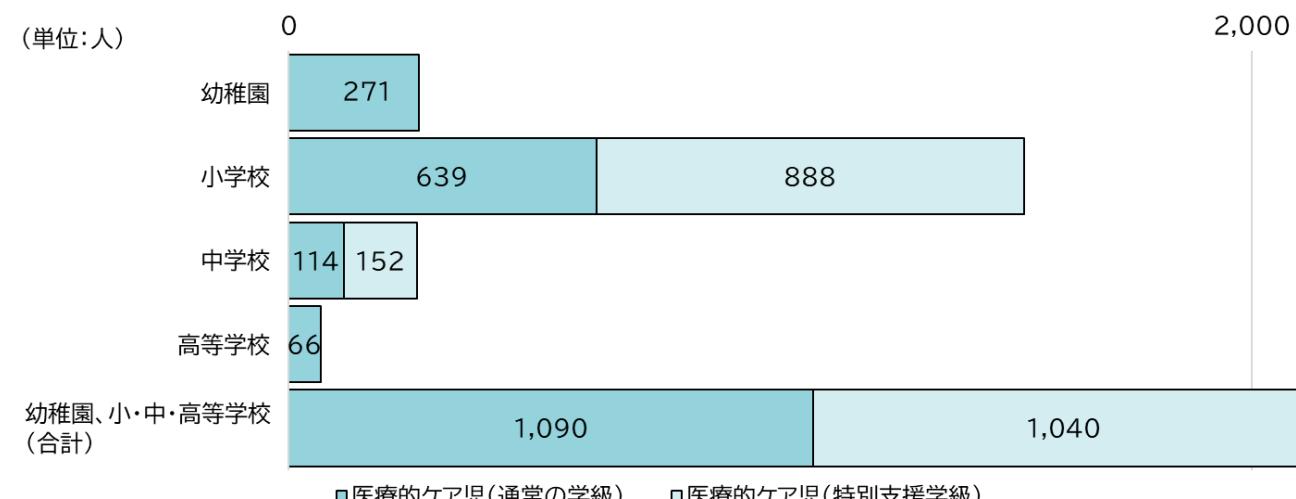


**8,361人 (R3 8,485人)**

学部	通学・ 訪問教育の別	国立	公立	私立	計
幼稚部	通学	0	33	1	34
	訪問教育	0	0	0	0
小学部	通学	8	3,300	0	3,308
	訪問教育	0	1,033	0	1,033
中学部	通学	2	1,562	0	1,564
	訪問教育	0	438	0	438
高等部	通学	1	1,504	0	1,505
	訪問教育	0	479	0	479
計	通学	11	6,399	1	6,411
	訪問教育	0	1,950	0	1,950
計	計	11	8,349	1	8,361

(参考)医療的ケア児が在籍する特別支援学校 688校

### ・幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数



**2,130人 (R3 1,783人)**

(参考)医療的ケア児が在籍する幼稚園 253園  
小学校 1,333校  
中学校 240校  
高等学校 52校

※ 義務教育学校は、前期課程に在籍している場合は小学校、後期課程に在籍している場合は中学校に計上しているため、学校数は重複計上。

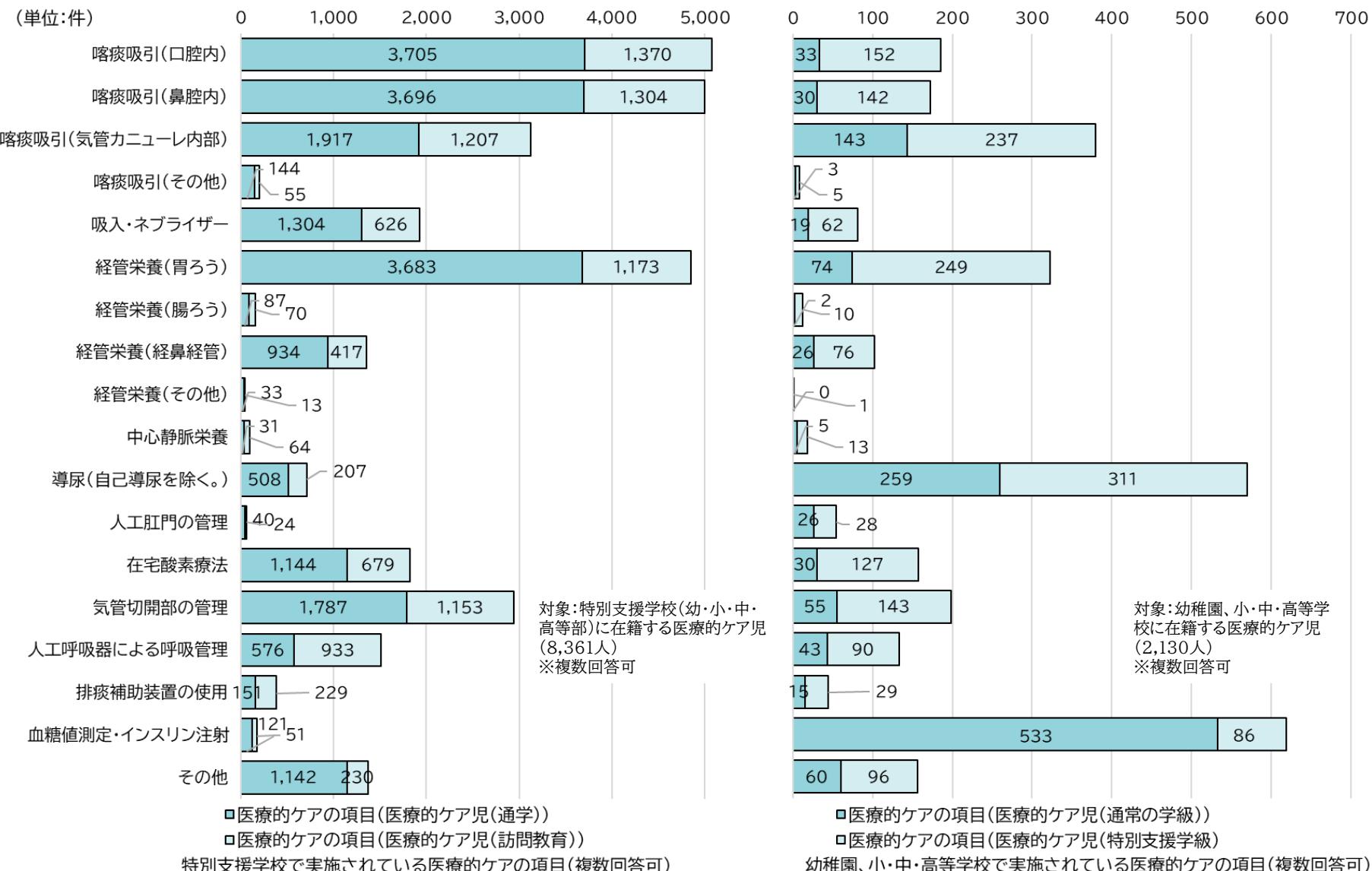
※ 令和3年度の数値は、令和3年5月1日時点の数値。

※ 本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常に必要とされる医行為を指し、「医療的ケア児」とは、①看護師・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児

②医療的ケアは医療的ケア児本人が行っているが看護師が見守りや助言等を行っている医療的ケア児を対象とし、看護師の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。

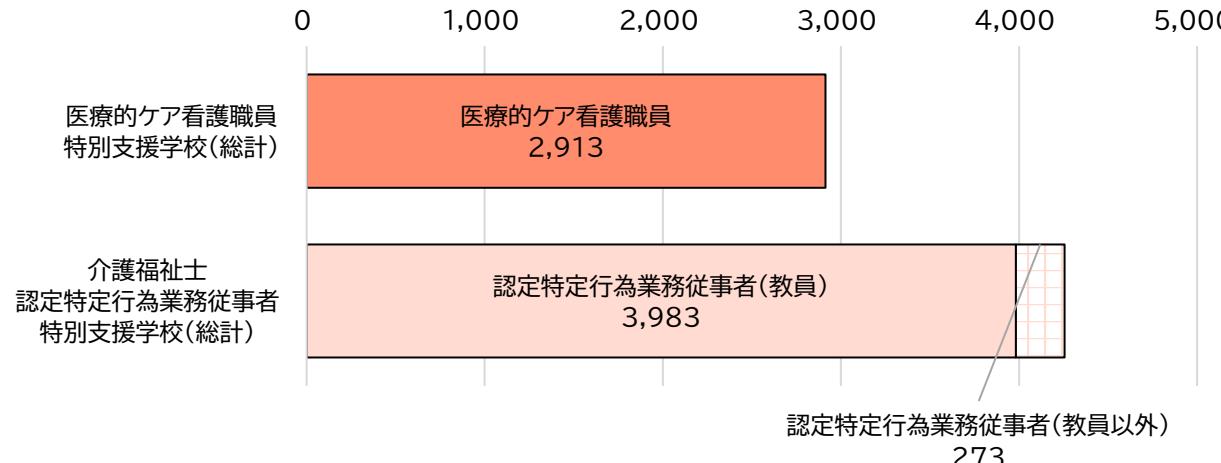
## 4. 学校で実施されている医療的ケアの項目

- 特別支援学校において実施されている医療的ケアは、延べ30,808件であり、行為別にみると、喀痰吸引(口腔内)5,075件、喀痰吸引(鼻腔内)5,000件、経管栄養(胃ろう)4,856件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)3,124件の順に多い。
- 幼稚園、小・中・高等学校において実施されている医療的ケアは、延べ3,213件であり、行為別にみると、血糖値測定・インスリン注射619件、導尿570件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)380件、経管栄養(胃ろう)323件の順に多い。



### 3. 学校において医療的ケアを実施する看護師等の数

- 特別支援学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **7,169人**  
(R3 7,218人)



週当たりの 所定労働時間 (※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用 常勤	直接雇用 非常勤	外部委託 (※2)
19時間25分未満	0	1,022	144
19時間25分以上 23時間15分未満	0	105	0
23時間15分以上 31時間00分未満	0	1,090	68
31時間00分以上 37時間30分未満	0	112	4
37時間30分以上	329	22	17
計	329	2,351	233

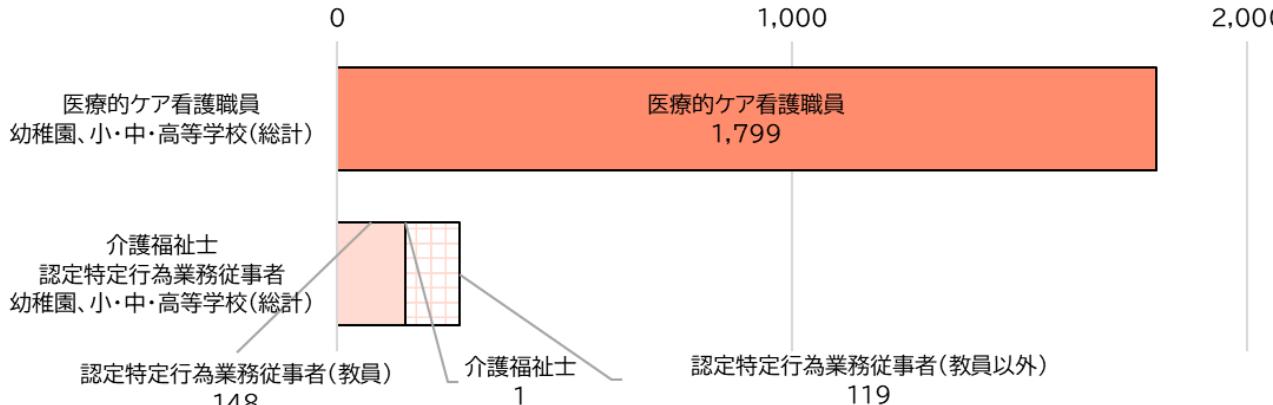
※1

直接雇用：就労規則によって定められる週の所定労働時間(始業時間から終業時間までの時間から所定の休憩時間を除いた時間)を回答。

外部委託：委託契約書等によって定められている週の業務委託時間(委託契約書等に時間数の定めがない場合は任意の一週間の平均業務委託時間)を回答。

※2 委託契約書等によって定められている人数を回答。

- 幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **2,067人**  
(R3 2,023人)



週当たりの 所定労働時間 (※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用 常勤	直接雇用 非常勤	外部委託 (※2)
19時間25分未満	0	565	338
19時間25分以上 23時間15分未満	1	124	20
23時間15分以上 31時間00分未満	0	378	62
31時間00分以上 37時間30分未満	0	205	38
37時間30分以上	43	20	5
計	44	1,292	463

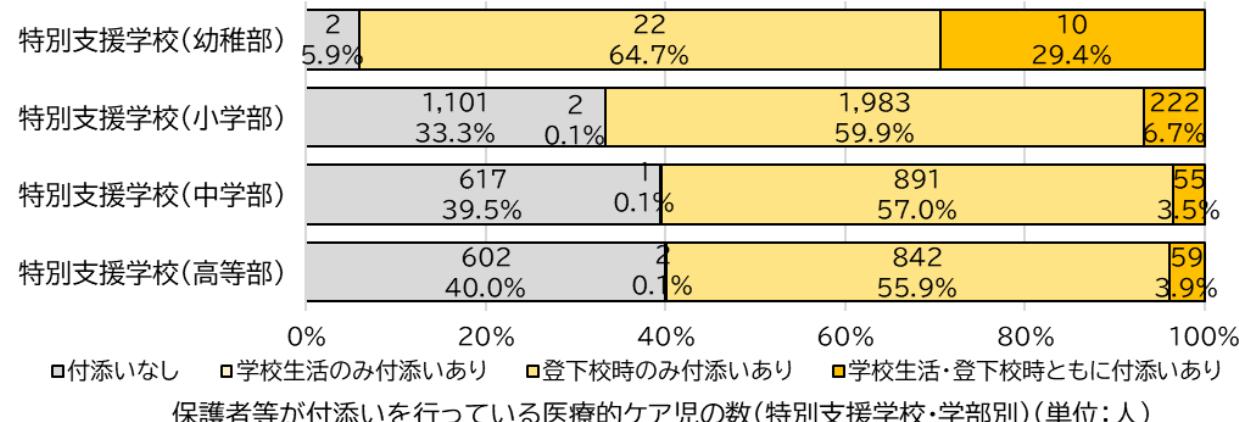
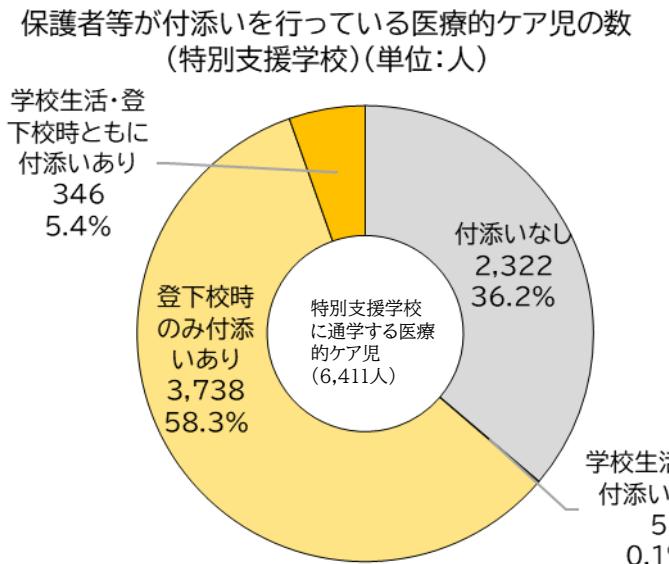
※ 本調査における「看護師」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。

※ 看護師のうち、教育委員会等に配置され、特別支援学校を含む域内の学校を巡回している者は、特別支援学校に計上。

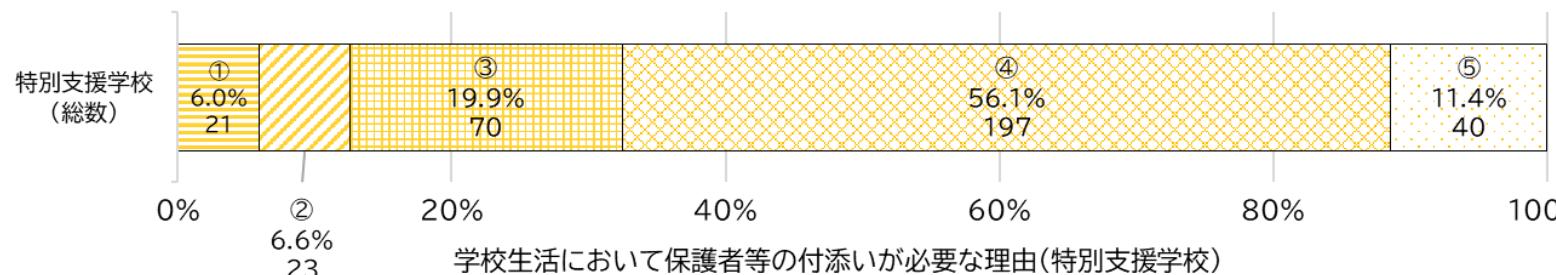
※ 看護師の数は、令和3年度調査は国公私立ともに各学校が回答しているが、令和4年度は国私立分は各学校が回答し、公立分は教育委員会が設置する学校園の状況を回答している。

## 5-1. 特別支援学校における保護者等の付添いの状況

- 特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,411人)のうち、
  - 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **351人 (5.5%)**
  - 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **3,738人 (58.3%)**
  - 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 **2,322人 (36.2%)**



- 学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(**351人**)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」**197件(56.1%)**が最も多く、その他の理由としては、「健康状態が不安定」などがある。

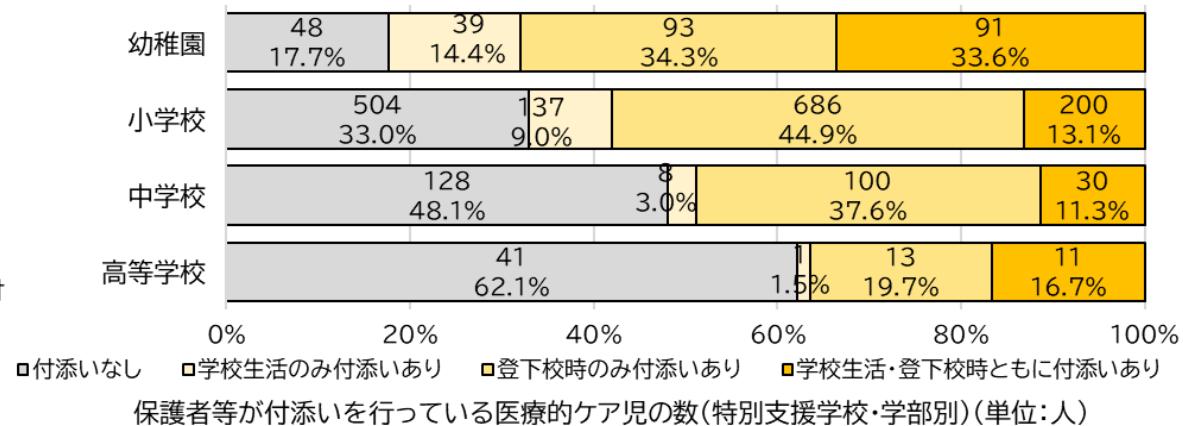
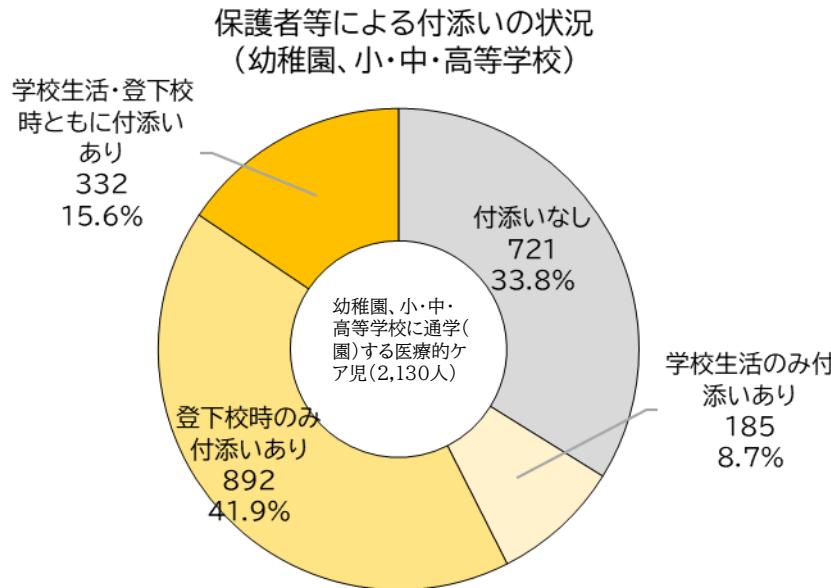


- ① 「看護師が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 看護師や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めてる場合も含む。)
- ⑤ その他

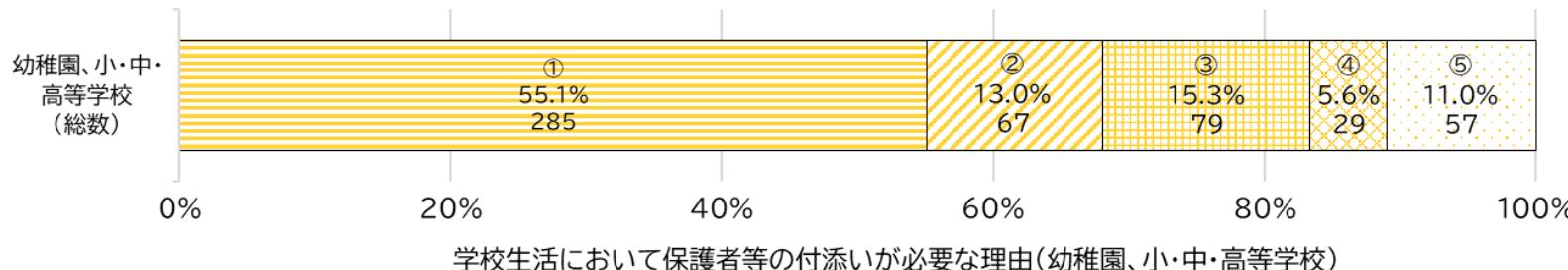
※ 本調査における「保護者等」とは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児児童生徒を現に監護する者、または、祖父母等の関係者であって保護者の依頼を受けた者」を指す。  
 ※ 本調査は、令和4年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

## 5-2. 幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

- 幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,130人)のうち、
  - 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **517人 (24.3%)**
  - 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **892人 (41.9%)**
  - 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 **721人 (33.8%)**



- 学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(**517人**)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」**285件 (55.1%)**が最も多く、その他の理由としては、「保護者が看護師の配置を希望せず、自分で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。

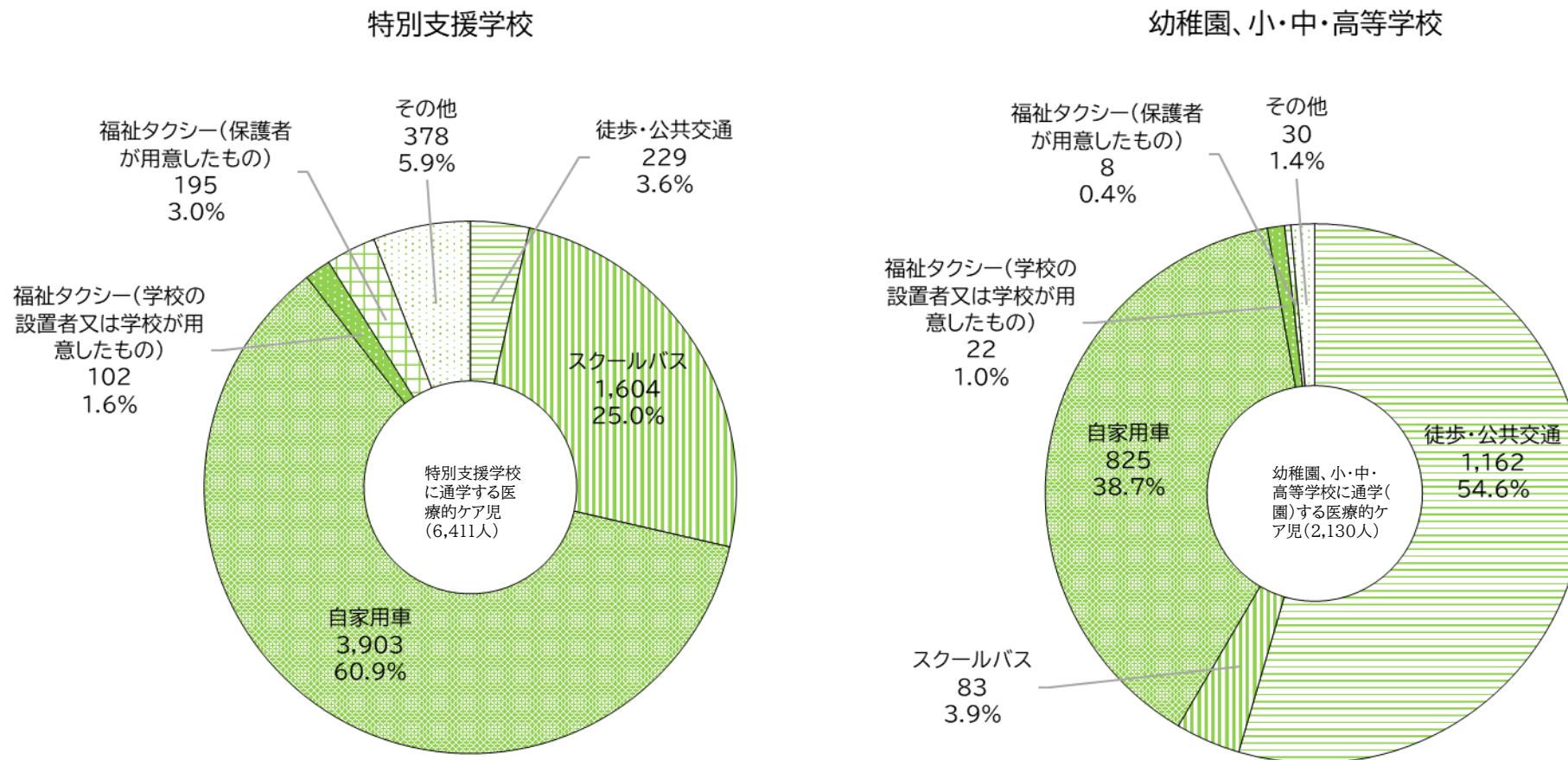


- ① 「看護師が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 看護師や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

※ 本調査における「保護者等」とは、「親権を行なう者、未成年後見人その他の者で、幼児児童生徒を現に監護する者、または、祖父母等の関係者であつて保護者の依頼を受けた者」を指す。  
 ※ 本調査は、令和4年度始業から夏休み前までの間ににおいて、医療的ケアを行なうために日常的に付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

## 6. 医療的ケア児の通学方法等

- 特別支援学校への通学方法は**自家用車(60.9%)、スクールバス(25.0%)**の順で割合が高い。
- 幼稚園、小・中・高等学校への通学方法は**徒歩・公共交通機関(54.6%)、自家用車(38.7%)**の順で割合が高い。



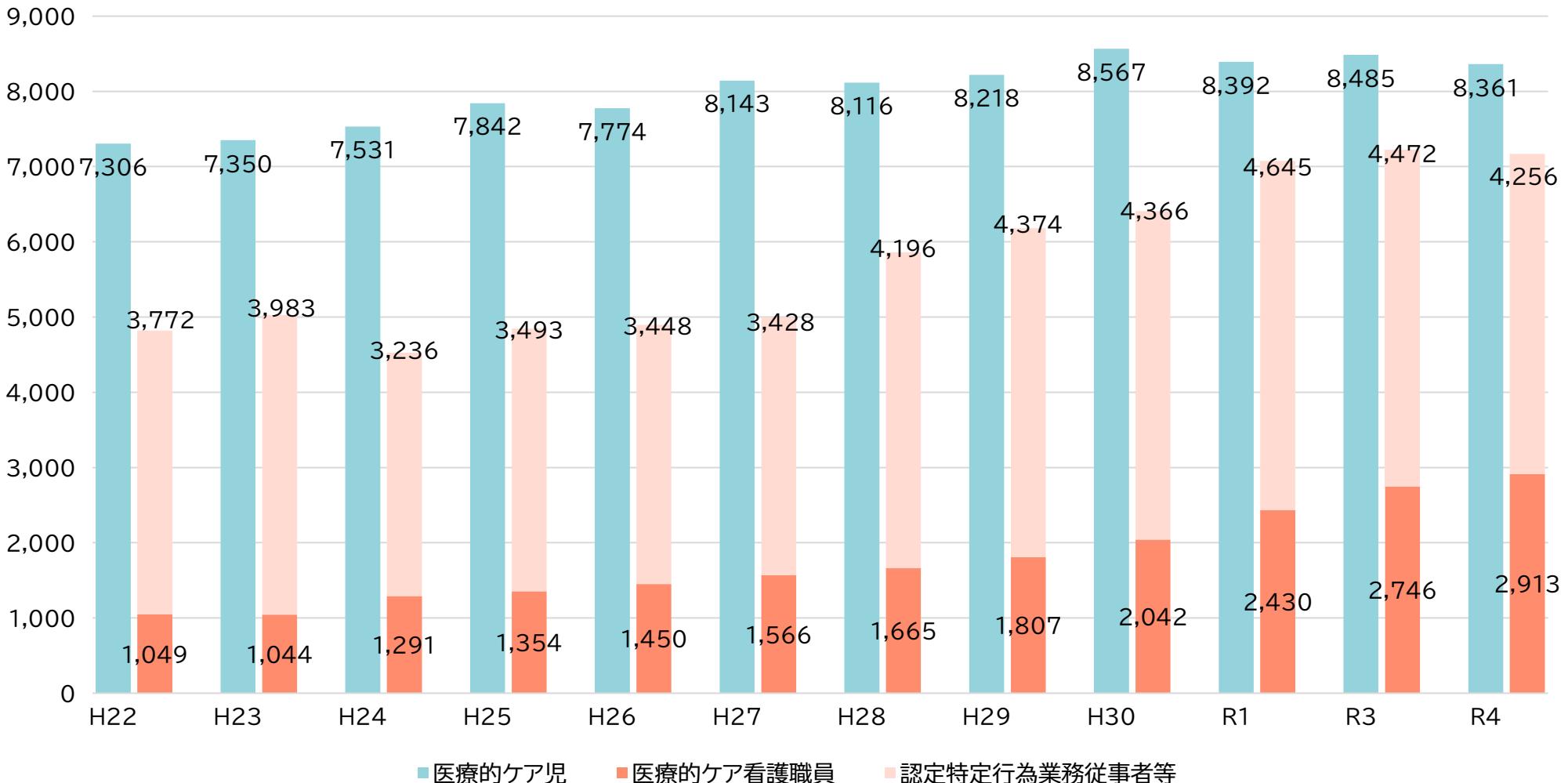
※本調査は、令和4年度始業から夏休みまでの間において最も頻度の高い交通手段を回答するものであり、普段、登校時と下校時とで通学(園)方法が異なる場合は、登校時の通学(園)方法を計上する。





## (参考2-1)特別支援学校における医療的ケアに関する推移

(単位:人)



※ 調査対象

～H30：公立の特別支援学校(H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外)

R1～：国公私立の特別支援学校

※ 認定特定行為業務従事者等の数

H22、23：医療的ケアに関わっている教員数

H24～：認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数

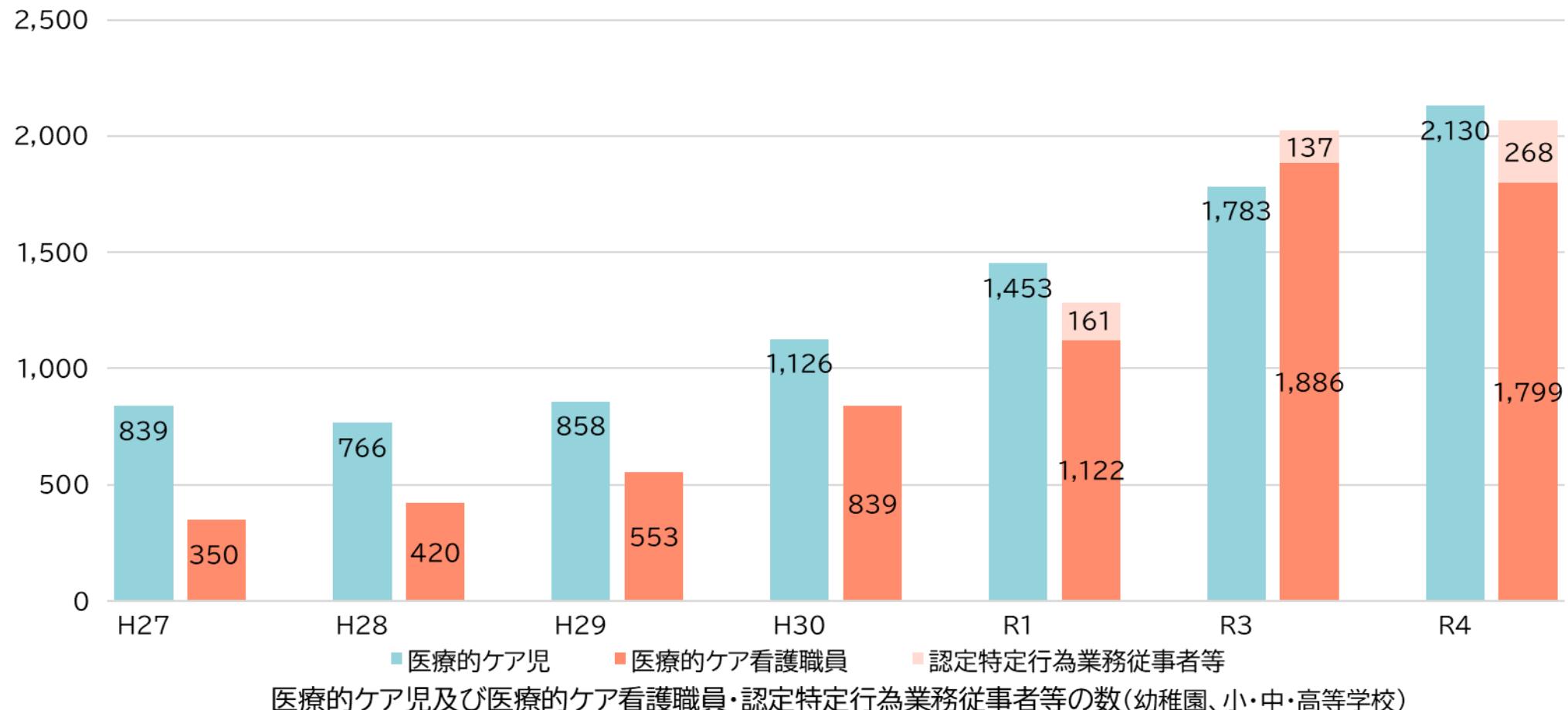
(調査期日 H24:10月1日H25～H27:9月1日、H28、H29:年度中に認定特定行為業務従事者として実際に医療的ケアを実施する者(予定を含む。))

R4：認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数

※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

## (参考2-2)幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移

(単位:人)



※ 調査対象

H27 : 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)

H28、29 : 公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)

H30 : 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校(通信制を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

R1、R3 : 国公私立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)小学校、中学校、高等学校(専攻科を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

※ 認定特定行為業務従事者等の数

R1～ : 認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数

R4 : 認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数

※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。